

# 「きょうとまるごとお茶の博覧会」ウェブサイト制作・保守管理業務及び 「学生プロジェクト」開催準備業務委託 仕様書

## 1 業務名

「きょうとまるごとお茶の博覧会」ウェブサイト制作・保守管理業務及び「学生プロジェクト」開催準備業務委託

## 2 事業趣旨・委託目的

きょうとまるごとお茶の博覧会実行委員会では、2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)の開幕を契機に、茶人や茶商、茶の生産者、茶器や茶道具、茶菓子の職人などの京都の茶文化を支える人々から、府域の小中高生や大学生など、京都の将来を担う次世代までが一体となって、京都の茶文化の更なる普及・発展を目指す「きょうとまるごとお茶の博覧会」を開催する。

京都の茶文化を国内外に向けて広く発信し、「きょうとまるごとお茶の博覧会」への機運醸成を図るためには、京都府域の市町村や民間により実施されるお茶関連の多様な取組や、お茶に関する知識・情報等を網羅的に集約したウェブサイトを作成する必要がある。

また、「きょうとまるごとお茶の博覧会」の事業の1つとして行う「学生プロジェクト」では、府域の大学生(以下「学生」という。)らが、学生らしい柔軟な発想を生かしてお茶の新たな魅力を発見するために、お茶をテーマとした取組の企画やウェブサイトやSNS上での情報発信を行うこととしており、同ウェブサイトの運営において、重要な役割を担うところである。

「学生プロジェクト」の円滑な遂行には、事業へ参加する学生が相互に協力できる環境を整備することに加え、ウェブサイトの運営と密接に連携して情報発信できる体制を構築することが不可欠となる。

そのため、お茶にまつわる情報を総合的に発信するウェブサイトを作成及び保守管理し、学生らによる情報発信やイベントの企画をコーディネートすることができる事業者へ業務を委託することとする。

## 3 業務内容

### (1) ウェブサイト

#### ア 制作及び保守管理

別添『「きょうとまるごとお茶の博覧会」ウェブサイト制作・保守管理業務に係る指針』に基づき、「きょうとまるごとお茶の博覧会」を広く周知するためのウェブサイトの制作及び保守管理を行うこと。なお、ウェブサイトの開設は令和7年1月から2月の間とし、令和7年度以降の本格運用に向けた準備を行うこと。

#### イ 学生による情報発信支援

令和7年度より、後述の「学生プロジェクト」に参加する学生が「きょうとまるごとお茶の博覧会」に関連する様々な取組及び京都の茶文化を紹介するための記事やウェブコンテンツを作成し、ウェブサイト上で発信するために、記事・ウェブコンテンツの企画案及び令和7年度の広報計画を学生が作成することとする。

また、ウェブサイト公開後、ウェブサイト上の情報をより効果的に周知するために、学生が中心となって「きょうとまるごとお茶の博覧会」のX(旧:ツイッター)等のSNSを運用することとする。

以上を踏まえ、以下のコーディネート業務を行うこと。

#### ア) 学生による情報収集の支援

記事・ウェブコンテンツの作成準備に当たり、京都府域のお茶にまつわる取組や、茶道や茶の生産をはじめとするお茶に関する様々な知識等について学生が情報収集する際、必要に

応じて助言や支援を行うことができる体制を整備すること。

また、茶人や茶農家等、外部の関係者に学生が取材等を行う場合、取材等に同行するなど、学生と関係者間のコミュニケーションが円滑に行われるよう支援すること。

(イ) 記事・ウェブコンテンツの企画案及び広報計画決定に関する支援

以下については、記事やウェブコンテンツとして発信することを前提として、学生による企画案の作成を支援すること。

- ・きょうとまるごとお茶の博覧会実行委員会が主催する事業のレポート
- ・「学生プロジェクト」において学生が企画・運営する取組のレポート
- ・(ア)により収集した情報の紹介記事
- ・学生が自ら企画立案する、お茶の魅力発信のためのウェブコンテンツ

なお、ウェブサイトの公開時に茶に関わる専門家に取材を行った記事を2件以上、その他一定数の記事・ウェブコンテンツが閲覧可能である状態とするとともに、「大阪・関西万博」開催期間である令和7年4月から10月までの間、バランスよく情報発信できる広報計画となっているか確認し、必要に応じて調整を行うこと。

(ウ) SNSの運用管理

ウェブサイト公開後、サイトの存在を周知するために学生によるSNS活用を行うこととし、学生による発信内容に適切な表現が用いられているか、事前に校閲を行うこと。

なお、使用するSNSの種類及び開設方法等、詳細については、委託契約締結後、委託者との協議により決定するものとする。

(2) 「学生プロジェクト」開催準備

令和7年度より学生自身が主体となって実施するお茶の魅力を発信するための取組について、効果的な実施のための企画提案を行うこととする。

ア 事業に参加する学生の募集

「きょうとまるごとお茶の博覧会」及び「学生プロジェクト」の趣旨を説明したうえで、京都府域を中心に5校以上の大学から参加者を募り、事業を円滑に進めるために必要な人数の学生を集めること。

イ 学生による活動のコーディネート及び伴走支援

本プロジェクトに参加する学生を以下の部門に編成するとともに、各部門において令和7年度の事業実施に向けた企画立案を行わせること。

(ア) 情報発信部門

- (1) イ「学生による情報発信支援」を参照。

(イ) 事業企画部門

お茶を活用した商品の開発や、お茶にまつわる画期的なイベントの開催など、京都の茶文化を普及させるための取組を学生が主体となって企画するものとし、令和7年度に取組を実施するための企画案を4案以上作成させること。

なお、上記「情報発信部門」と同様、必要に応じて学生が取材や情報収集を行う際、適宜支援や助言を行うこと。

ウ 全体ミーティングの機会提供

自身が所属する部門や担当事務を超え、学生同士で情報共有や協力を行うことができるよう、学生全体が参加することができるミーティングを定期的を開催し、全体の進捗や連絡事項を報告させるとともに、学生間の円滑なコミュニケーションを補助すること。

エ 学生への「お茶」に関する意識調査

学生に「お茶」に対する興味・関心に係る意識調査を複数回実施すること。

なお、調査内容や実施方法については委託契約締結後、委託者との協議により決定するものとする。

#### 4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### 5 成果品

(1) ウェブサイト

ア 制作・学生による情報発信支援

ウェブサイト制作及び学生による情報発信支援業務完了時には、業務完了報告書とともに以下に示す成果物を令和7年3月14日までに納品すること。

(ア) ウェブサイト設計

(イ) システム仕様書

(ウ) 学生による情報発信結果

イ 保守管理

保守管理業務完了時には、業務完了報告書とともに以下に示す成果物を令和7年3月31日までに納品すること。

(ア) 月ごとのアクセス情報等の解析データ等

(2) 学生プロジェクト

本業務完了時は、以下の事項を記載した業務完了報告書を令和7年3月14日までに提出すること。

ア 本業務の実施結果（各学校の参加学生数、学生による提案内容等を記載したもの・企画書等）

イ 意識調査の集計及び分析結果

#### 6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 委託で得られた成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及びその他の権利は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作権者人格権を行使しない。なお、受託者が当該成果品の利用を必要とする場合、委託者からの承認を得ることとする。
- (5) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏洩したり、その他の目的に転用してはならない。
- (6) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずるものとする。